



原紛センター、和解案を提示

原子力損害賠償紛争解決センター（原紛センター）は、平成23年12月27日に被災者側、東電側の双方に和解案を示しました。

1. 財物の価値喪失分の賠償について

この第1号事件では、被災者の方は原発事故によって価値が失われてしまった不動産や家具などの損害を賠償して欲しいと求めています。一方、東京電力側は不動産の価値については未だ定まらないのでこの話し合いでの賠償には応じられないと強硬な態度を示してきました。

このような状況で、原紛センターは、「東京電力は本件申立人（福島第一原発から約5キロ圏に自宅を持つ）に対して、不動産を含む財物の財産価値喪失分の賠償を直ちに行うべきである。」として、東京電力に対して不動産を含む財物の財産価値喪失分の賠償を求めました。

このような和解案は、現時点での賠償を求める被災者の皆さんの意向に配慮したものであるとして評価できるものです。

2. 慰謝料について

原紛センターは、和解案において中間指針が定めた慰謝料については目安であり、それぞれの被災者の皆さんの現状に照らして慰謝料額が異なりうることを明言しました。

また、中間指針で本件事故発生後6か月経過後の6か月について、むしろ、第2期以降は、長期の避難生活が継続することが現実のものとなり、今後の生活への不安が増大していることが推測されるので、このような不安を抱えたまま避難生活を送らねばならないことによる精神的苦痛も、避難生活に伴う慰謝料の対象とするのが相当として、第2期の慰謝料額の目安を10万円としました。

また、生活の基盤、日々の暮らしを一瞬にして失ったことにより受けた精神的苦痛、衝撃は、避難生活に一般的に伴う慰謝料のみでは評価し尽くせないとして、現時点までの分として各自に50万円の慰謝料を認めました。



3. 内払いの提案

現時点、本件事故は未だ終わりすら見えていない状況です。また和解案提示当時は指定区域の見直しや国による土地の買取りの話が具体化されてもいません。

そのような状況に配慮し、原紛センターでは、「今回の事故の規模と重大さ、そして、何よりも従前の生活に戻れる見通しが未だ明らかでなく、現時点で損害全体の被害回復がなしえないことを考慮して、**少なくとも今回示した和解金額については、被申立人が直ちに支払うべきであるとの当パネルの一致した考えに基づいて内払いの和解を提案する**」として、原紛センターは内払いの提案をしました。

つまり、原紛センターが提案したのは、今回のパネルで決まった金額を損害の全てとするのではなく、東京電力は損害の一部として支払いなさいということです。

4. 仮払金との清算

3. のように内払いの提案をしたことに合わせ、原紛センターでは、「仮払金については、**本件和解提示金額からの控除はせず、後日、損害額の全額が確定した際に最終清算されるのが相当である。**」として、仮払金との清算を最終的な時点とするよう提案しました。

仮払金の清算については様々な問題がありますが、現時点での清算はすべきではないとした原紛センターの提案には一定の評価ができます。

5. 弁護士費用について

原紛センターでは、本件が先例となる解決事例がなく、困難な論点を扱うもので、専門的知見に基づく弁護士の助力が不可欠であったとして、**弁護士費用以外の和解金額合計の3パーセントの範囲で認める和解案を提示しました。**

ご相談される方の中には弁護士費用についてご不安に思われる方もいらっしゃいますが、センターでも一部ではありますが費用を東京電力が負担すべきであると示している点も併せてご検討されてはいかがでしょうか。



0120-730-750

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-8-16

第2升本ビル5階

<http://ghb-law.net/>

最新情報がTwitterで見られます。

<https://twitter.com/#!/GenpatuBengodan>

